賃金、残業代を支払ってもらえなかったら

賃金は労働者とその家族にとって生活を支える大切な糧です。

このため、労働基準法等は、働く人の賃金の支払いを請求する権利を手厚く保障しています。ところが、賃金、残業代を払ってもらえないという相談は後を絶ちません。

こうした場合、どのように対処したらよいのでしょうか。

- 労働基準監督署への申告
- 労基署の指導・勧告に会社が従わない場合
- 賃金、残業代の請求をするために必要な資料
- 賃金請求権の時効

労働災害
専門ページ
OPEN！
埼玉総合法律事務所
労災相談
よくある質問や解決事例など掲載
労災にあったらどうする？
労災で受けられる補償＆賠償
過労死・過労自殺
弁護士の役割など
Click!!
六法

労働基準監督署への申告

賃金、残業代を未払いとすることは労働基準法に違反する行為です（同法24条、37条）。

違反に対しては罰則も規定されています（残業代不払いについては６ヵ月以下の懲役または３０万円以下の罰金［同法119条1号］、賃金の不払いについては３０万円以下の罰金［120条１号］）。

こうした労働基準法違反を取り締まる行政機関が労働基準監督署になります。

したがって、賃金や残業代を支払ってもらえないという場合、労働基準監督署に会社の労基法違反を「申告」することが考えられます（労基法104条）。

申告に基づいて労働基準監督署の監督官が事実関係を調査し、会社に賃金支払いを勧告することにより、賃金が支払われる場合があります。

労基署の指導・勧告に会社が従わない場合

ところが、労働基準監督署の指導・勧告を受けても、会社が反論をして賃金・残業代を払おうとしないことも珍しくありません。

このような場合は、裁判所を利用して賃金を回収することになります。

少額訴訟の利用

未払い額が少額であれば、簡易裁判所に自分で裁判を起こすということが考えられます。訴額が６０万円未満であれば、簡易裁判所の『少

□□□

無料相談 次の一歩を踏み出すために

電話番号 048-862-0355

相談時間
平日　9:30～10:30(11:30終了)
13:00～19:00(20:00終了) 夜間実施中
土曜10:00～14:00(15:00終了)

＊日曜日の法律相談を開始しました。ぜひ、ご利用ください。

＜＜メールでもお問い合わせいただけます＞＞